

明監報第3号

政策局（市長室、広報プロモーション室、プロジェクト推進室）

定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を明石市監査基準に準拠して実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和7年3月25日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 石 井 宏 法

同 正 木 克 幸

政策局（市長室、広報プロモーション室、プロジェクト推進室）
定期監査の結果について

1 監査の対象部局

市長室

広報プロモーション室

プロジェクト推進室

2 監査の期間

令和 6 年 1 1 月 2 1 日から令和 7 年 3 月 2 4 日まで

3 監査の対象範囲

令和 5 年度における財務に関する事務の執行を対象とした。

ただし、必要に応じて令和 5 年度以外の事務も監査の対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の方法

市長室、広報プロモーション室及びプロジェクト推進室から、予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、評価結果に基づき重点項目を選定し、予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

なお、別途改善の検討を指示した事項^{*}についても、改善措置を講じられたい。

また、今回の監査は、リスク評価の結果に基づき選定した重点項目について、その一部を抽出して実施したものである。このため、所管部署におかれては、他に同様の事例が発生していないか十分に点検を行われたい。

(1) 天文科学館における販売物品の在庫管理について

天文科学館では、100 種類以上の多数のオリジナルグッズを販売していることから、今回の定期監査では在庫管理等の取扱いが適切に行われているかを重点的に監査した。

在庫管理表を確認したところ、受払数が月単位で記録されていることから日ごとの在庫数が不明であることに加え、納品数や在庫数がマイナスのものが複数見受けられた。このほか、オリジナルグッズをイベントの景品として進呈した場合や廃棄した場合などの在庫管理表への記録漏れが日常的に起こっていることが判明した。

その結果、年に1度の棚卸の際には在庫管理表の在庫数と実在庫数が原因不明に乖離することとなり、さらに棚卸の記録が残されていないことも判明した。

このような煩雑な管理は、恣意的な取扱いに対する疑念が生じるなど不信感を抱かざるを得ないものである。今後は、在庫が増減する行為である製作、仕入れ、販売、進呈、廃棄に係る手順書や取扱基準を設けるとともに、複数の目でチェックするなど組織として適切な在庫管理の仕組みを構築されたい。

また、在庫状況等を見るに、オリジナルグッズを販売する目的が十分に認識されていないようにも思える。原点に立ち戻り、物品販売のあるべき姿を改めて考えていただきたい。

(2) 適正な委託事務の執行について

令和6年1月、プロジェクト推進室本のまち担当では、(仮称)二見図書館整備に係る内装設計業務委託として、イトーヨーカドー明石店内に整備する予定の(仮称)二見図書館の内装設計に向けて必要な資料の収集及びイメージパースの作成等に関する業務を委託した。

令和6年3月、提示された成果物が利用者目線ではないなど市の意図に沿うものでなかったとして、市はこれ以上当該受託者で別案を作成するのは難しく、違う視点での作成が必要と判断し、当該成果物を目的通りに活用するのではなく、次年度からの当該業務の参考として活用した。

一般的に、デザイン設計のような契約当事者間でイメージの齟齬が生じやすい業務を委託する場合においては、委託内容を明確にした上で段階的に協議を行うなど市の要求する成果と合致させる方法を検討する必要がある。

しかしながら、本件においては、発注に際して委託内容が漠然としているほか、イメージの擦り合わせが契約相手方と十分に行われたとは言い難いものであった。委託の仕方によっては、市の意図に沿った成果物が提出された可能性がある。

また、本件は履行期間中に契約を変更しているが、変更理由が不明確であり、変更金額の根拠が不十分であるなど不透明な手続きも見受けられた。

これらを踏まえると、本件における契約手続きやその後の進め方が十分ではなく、地方自治法第2条第14項に定める「最少の経費で最大の効果を挙げる」という観点において問題があったといわざるを得ない。

今後、同様の事案が再び発生しないよう、本件を十分に検証し、財務事務の適正な執行に努められたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

定期監査	予算の執行等	現金等取扱事務	収入事務	支出事務	補助金事務	契約事務	財産管理	その他	計
件 数		8	5	2		15	7	1	38

政策局（市長室・広報プロモーション室）行政監査の結果について

1 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（注）準公金とは、職員が職務に関連して取り扱う現金等で、明石市財務規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則が適用されないものをいう。

2 監査の期間

令和6年11月21日から令和7年3月24日まで

3 監査の対象範囲

監査事務局の実地監査時点における準公金の取扱いに関する事務の執行を対象とした。

4 監査の方法

明石市準公金取扱基準に基づいた事務が行われているかについて、政策局（市長室・広報プロモーション室）各課の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

5 監査の結果

市長室及び広報プロモーション室で取り扱っている準公金について、市長室1件、天文科学館1件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項^{*}については、改善措置を講じられたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

行政監査	準 公 金 の 取 扱 状 況	準 公 金 の 取 扱 金 額	準 公 金 の 管 理 状 況	準 公 金 の 事 務 処 理	計
件 数				4	4

政策局（市長室・広報プロモーション室・プロジェクト推進室）
行政監査の結果について

1 監査のテーマ

「市施設から排出されるごみ処理について」

2 監査の対象部局

市長室

広報プロモーション室

プロジェクト推進室

3 監査の期間

令和6年11月21日から令和7年3月24日まで

4 監査の対象範囲

実地監査時点において、廃棄物に係る関係法令等に基づいて適正に処理されているかの観点から、市施設から排出されるごみ処理の取扱いに関する事務の執行を対象とした。

5 監査の対象事項

- (1) ごみの分別の取扱状況について
- (2) ごみの排出状況について

6 監査の方法

政策局（市長室、広報プロモーション室、プロジェクト推進室）において、市施設から排出されるごみが適正に取り扱われているかについて、現場確認及び関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

7 監査の結果

政策局（市長室、広報プロモーション室、プロジェクト推進室）の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、

ごみ処理における取扱いの改善に向けた取組について、次のとおり要望する。

(1) 市施設から排出されるごみの取扱いについて

市庁舎から排出される産業廃棄物以外のごみ一般について、現在は収集運搬につき一般家庭と同じ取扱いがされているところ、これは特例的に認められているものであり、他の事業者においては認められないものである。

こうした取扱いについては令和7年度より見直しを行う予定であるとのことである。今後、市内事業所に対するごみの適正処理の啓発及び指導を強化していく上で必要な見直しであるといえることから、しっかりと取り組まれるよう要望する。